

令和4年8月

逗子市教育委員会定例会

令和4年8月12日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和4年8月12日逗子市教育委員会8月定例会を逗子市役所5階第2会議室に招集した。

◎ 出席者

大河内	誠	教育長
星山	麻木	教育長職務代理者
若林	順子	教育委員
高橋	康	教育委員
福田	幸男	教育委員

◎ 説明のため出席した者

村松	隆	教育部長
佐藤	多佳子	教育部次長・教育総務課長事務取扱
杵山	英廷	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
西村	知子	学校教育課担当課長（学事指導担当）
橋本	直樹	教育総務課担当課長（施設整備担当）兼学校教育課担当課長（学校給食担当）
佐藤	仁彦	社会教育課長
塚本	志穂	図書館長
藤井	寿成	療育教育総合センター長・こども発達支援センター長事務取扱
出居	尚樹	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長
村上	晴美	保育課長
岩佐	正朗	市民協働部長
石井	聡	市民協働部次長

◎ 事務局職員出席者

須田	純子	教育総務課副主幹
吉井	まどか	教育総務課主事

◎ 開会時刻 午後2時30分

◎ 閉会時刻 午後 2 時 5 7 分

◎ 会議録署名委員決定 若林委員、高橋委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年逗子市教育委員会8月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は若林委員、高橋委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「6月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「6月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、6月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、福田委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○大河内教育長

続きまして、日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

前回の定例会から教育長会議等はございませんでしたので、先日行われました子ども議会について御報告いたします。

令和4年度逗子市子ども議会が8月10日に開催されました。昨年度に引き続き、第2回目の開催となります。昨年度は若い世代からの政策提言という観点から、経営企画部が所管でありましたが、本年度は青少年教育の観点から、教育委員会、子育て支援課が所管となった

ところでございます。参加者は、市内中学校に通う中学生6名、内訳は、私学これは聖和学院中学校でございますが、5名、公立につきましては久木中学校が1名、合計6名の参加となったところでございます。

子ども議員からの質問は、地球温暖化対策、脱炭素について、フェアトレードについて、逗子市の防犯・安全について、平和について、障がい者に対する取組について、逗子市の交通安全について、この6項目をそれぞれの議員が一つずつ質問されておりました。市長のほか、私を含む理事者が答弁を行いました。私からは、フェアトレードの取組について、逗子市立学校、市内の公立小・中学校の取組について、ここでは中学校の取組のほうを紹介させていただきました。内容はフェアトレードデーを年に1回設けまして、特に中学校の給食で出している食材の中にフェアトレードで購入したゴマを使用して、ごまだれとか、ゴボウサラダに使用しているといったこと、それから逗子市が日本で3番目のフェアトレードタウンだということで、給食時に配る「給食室からこんにちは」というお手紙を通して生徒に周知して、フェアトレードに対する理解を深めていく取組を行っているという答弁をいたしました。

それからもう一つは、障がい者に対する逗子市内の公立小・中学校の取組についての質問に対しては、小学校・中学校、特に小学校につきましては国語と総合学習の時間を使って視覚障がい者や肢体不自由を抱えながら生活されている方々を講師にお招きして、障がいに関わる理解を深めようという取組も行っております。一方、中学校につきましては、1つ段階が上がりまして、障がいを抱えている方々や、生活に困っている方々を支えている方々を講師にお招きして、中学生が自分だったら何ができるかなというような、一歩進んだような関わり方ができるような、そういう学習機会を設けているというような答弁をさせていただきました。

6人の議員の皆さんが本当にああいう議会の空間の中で、堂々と質問や発言をされていたので、私としては今後の小・中学校のそういう取組について、さらに責任を持って取り組んでいきたいという自覚を持った次第でございます。

一応、子ども議会について御報告させていただきました。今申し上げました報告につきまして、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○福田委員

6名の子ども議員の方が一生懸命提案して下さったということで、ありがたかったのですけれども、どこの学校が出ようとも、それは全く関係ないのですけれども、できましたら

公立の3中学校の生徒たちも、何か参加できるような、あるいは参加を促すような働きかけを次回からして行ってほしいなと思います。これは強制ではないので、なかなかできないのでしょうけれども、やはりこういういい催し物というのがあって、それを教育活動の一環として、ぜひ活用してもらいたいし、みんなに周知して参加してもらいたいという趣旨で、できるだけ広く呼びかけを行っていただきたいなというのが意見です。

○大河内教育長

昨年度は市内の公立中学校からも複数の参加があったのですが、今回1人、事情があって辞退をされた部分があります。それから、申込みの期間中にコロナの感染がちょっと影響したのかなというふうに思っています。次年度に向けて、福田委員からお話があったような形で、公立3中学校に働きかけ、参加人数を増やしていければと思っています。

そのほか、よろしいですか。以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第3「報告第11号いじめ根絶に向けた取組について」

○大河内教育長

続いて、日程第3「報告第11号いじめ根絶に向けた取組について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○枚山教育部参事（学校教育担当）

報告第11号いじめ根絶に向けた取組について御説明いたします。

いじめ根絶に向けた取組につきましては、緊急を要したため、ただいま配付させていただきました別紙のとおり、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

既に御報告させていただきましたとおり、昨年12月13日に逗子市教育委員会より逗子市いじめ問題調査委員会へ提出した諮問について、令和4年5月9日付で逗子市教育委員会宛てに答申がありました。この答申に示された提言に基づき、今回いじめ根絶に向けた今後の取組の方針を策定するものです。

方針の策定に当たっては、あらかじめ教育委員の皆様から御意見を頂戴し、とりまとめさせていただきましたが、改めて内容を説明させていただきます。お配りいたしました「いじめ根絶に向けた取組について」を御覧ください。

逗子市教育委員会は、逗子市立小学校で発生したいじめ重大事態について、逗子市いじめ

問題調査委員会からの答申に示された内容を真摯に反省し、改めて市立学校におけるいじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のため、次の取組を進めてまいります。

教育委員会及び学校は、市立学校の全教員に今回の事案について共有を図り、各学校においては今回の事案を題材とし、いじめを重大事態化させない取組や未然防止の具体策等について、所属する全ての教員を対象とした研修を実施します。

教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組がより実効性のあるものになるよう、各学校のいじめ問題担当者をメンバーとする常設の会議を新たに設置するほか、必要な措置を講じます。

教育委員会は、いじめ重大事態事案に対応する際のフローチャート及びガイドラインを作成します。

教育委員会は、毎年1回全ての教員を対象としたいじめ防止及びいじめへの対応をテーマとする研修会を実施します。

各学校は「学校いじめ防止基本方針」について、いじめ防止の取組がより実効性のあるものになるよう、常に改善の視点を持って見直しを図ります。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。なお、御承認いただいた後、市のホームページ上で公開させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見ございませんでしょうか。

委員のほうから事前に御意見を伺っておりますが、あえてここで確認、要望がありましたらお願いします。よろしいですか。

○高橋委員

フローチャートやガイドライン、それから研修という形で具現化していくということですが、やはり時代に合わせた、子どもたちに合わせた、結構いろいろ学校もそれぞれの特色や児童・生徒たちの特徴とかというところもあるかと思しますので、基本的なものは今回こういった形になりますが、各学校、細かく言うと、一人一人に対して臨機応変というか、柔軟な形で運用していくということが大切なのかなというふうに感じました。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございます。ほか、ございますか。

○福田委員

今回答申を受けて、委員会としてこの内容を真摯に受け止めて、こういう形で取り組んでいきたいということを宣言するわけですが、5つの大きな取組のそれぞれについて、必ず具体的に、いついつまでに何をしたいのか、あるいは実行案としてどういうことを想定しているのかということを必ず委員会側で持っていただいて、本当に我々は、ただ取組をすすめているだけではなくて、具体的にこの取組を実行化させていくのだというようなところを、ぜひしっかりと考えていけたらなというふうに思っております。これは事務局のほうにぜひお願いして、具体案をまとめていただきたいというふうに思います。

○大河内教育長

ほか、委員ございませんか。よろしいですか。

○若林委員

そもそもいじめの定義というか、すごく難しいなと思っていて、何か気づいているとか、ふざけているとか、そういったところも相手が、本人が嫌だと思ったらいじめという、その辺のところも、保育園なんかでもそうなのですが、見きわめるのがすごく大変だなと思っていて、先生たち本当にこれから大変だと思うのですが、子どもたち一人一人の居場所があるといいますか、多数ではなくて少数とか、他者を認めるという、そういう教育を小さいころからもしていきたいなと思っています。感想になってしまいますけれども。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

ありがとうございました。

○星山委員

いじめというと、どうしても子ども同士のお話ということで、学校が取り組むという主体がそこに焦点化されるのですが、心の動きというのはすごく複雑で、ある意味、子どもたちの世界というのは様々な要因が投影されているわけで、これはやはりみんなが当事者意識を持つことがすごく必要ではないかなという意識づけが大切で、そういうふうにこれから私たちも取り組んでいきたいなと思っています。具体的には、教員だけに任せるというよりは、先生たちともパートナーシップを取りながら、保護者も全員ですし、子どもたち当事者もちろん、それぞれがどうやったらいじめがなくなるかということを考えていく。つまり、子どもと保護者と教員と地域ですね、こういう子どもたちを取り組んでいる生態系の全てがどういう理由でこれが起こり、どういう問題解決があるのかということ、自分たちで考えて、自分たちで解決していくという、何かそんな、ここに書いてある方向性が取組になって広が

っていくといい、いくというのがこれからの方向性ではないかなというふうに思っていますので、これからもその取組を応援していきたいなと思っています。以上です。

○大河内教育長

よろしいですか。それでは、本件について承認することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第11号」を終わります。

◎日程第4「報告第12号教育委員会職員の人事について」

○大河内教育長

続いて、日程第4「報告第12号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第12号教育委員会職員の人事について御報告いたします。

教育委員会職員の人事につきましては、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

本件について、御質疑、御意見はないでしょうか。

よろしいですか。

以上で、日程第4「報告第12号」を終わります。

◎日程第5「議案第8号逗子市社会教育委員の委嘱について」

○大河内教育長

日程第5「議案第8号逗子市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○佐藤社会教育課長

議案第8号逗子市社会教育委員の委嘱について御説明します。

前任者の辞任により、令和4年2月以降欠員となっておりました逗子市社会教育委員1名

について、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり補欠委員の委嘱の承認を
求めるものです。

委員は、逗子市社会教育委員条例第3条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、
家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとなっ
ており、前任者の分野区分及び会議全体の構成を踏まえ、家庭教育の分野から、久木小学校
区住民自治協議会の子ども部会元会長である門脇茜氏を候補者として提案いたします。

なお、任期については、逗子市社会教育委員条例第5条の規定に基づき、前任者の残任期
間である令和5年11月30日となります。

以上、よろしく御審議ください。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第
8号については、可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第5「議案第8号」を終わります。

◎日程第6「その他」

○大河内教育長

続いて日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

○橋本学校教育課担当課長（学校給食担当）

中学校給食の食缶方式への移行につきまして御報告させていただきます。

かねてより準備を行っておりました中学校給食の食缶方式への移行ですが、9月21日（水
曜日）より食缶方式給食を開始します。それに先立ちまして、9月6日、久木中学校、9月
8日、沼間中学校、9月12日、逗子中学校と、各校でリハーサルを行います。9月13日には
3校同時リハーサルを行います。現在、学校施設の改修工事を行っております。また、関連
することといたしまして、ボックスランチから食缶方式への変更に伴い、逗子市立中学校給
食実施要綱の改正の事務手続を行っているところです。

簡単ですが、以上御報告申し上げます。

○大河内教育長

いよいよ9月からリハーサルを終えて、21日からという報告がありましたけれども、これまで各委員の皆様にはボックスランチを試食していただいたり、また食缶給食に対するいろいろな御意見をいただいていたところでございますけれども、来月スタートに先立ちまして、この時点で各委員の皆様から御質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○福田委員

1点だけ。いわゆるコロナ禍で、対応がなかなか大変ではないかと思うのですが、そこら辺への対策というのはどのようになっているのでしょうか。

○橋本学校教育課担当課長（学校給食担当）

コロナ禍で、まず黙食をするということと、全員が前を向いて、グループでなく食事をするというのが1つございます。現在、小学校ではコロナ禍ではございますが、食缶方式の給食を提供しておりますので、そこで行われている感染防止対策を中学校のほうでも同様に行っていきたいと考えております。

○大河内教育長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

その他、議事として何かございますか。

○佐藤教育部次長

本日予定している案件は以上です。

○大河内教育長

それでは、委員の皆様方からその他議事として何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会についてですが、9月22日（木曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定につきましては改めて各委員のほうに御通知をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会8月定例会を終了いたします。ありがとうございました。